

京都市建設局所管の都市公園における倉庫の設置等の許可に係る取扱基準

公園は市民が自由に利用できる貴重なオープンスペースであり、施設の設置等は、公園の利用及び管理上必要なもの若しくはその機能を増進させるもののみ認められ、視界の確保といった景観や防犯等の観点からも、建築物や工作物の設置等については、必要最低限にとどめなくてはならない。

上記の趣旨を踏まえ、京都市建設局が所管する都市公園（指定管理者による管理が行われている公園（指定管理者が管理する区域が公園の一部に限られる場合にはその区域）を除く。）における公園管理者以外の者による倉庫の設置及び占有に係る取扱基準について、京都市建設局所管の都市公園における公園施設の設置又は管理の許可に関する基準又は京都市建設局所管の都市公園における占有許可基準に定めるもののほか、下記のとおり定める。

記

1 設置を許可することができる倉庫の種類

- (1) 公園管理者は、公園の利用及び管理に支障のない限り、都市公園法（以下「法」という。）第5条に基づき、以下の施設の設置を許可することができる。

ア 公園愛護協力会の清掃用具倉庫（法施行令第5条第7項に該当。以下「公園愛護協力会倉庫」という。）

イ 利用上、日常的に環境整備が必要な広場における整備用具倉庫（法施行令第5条第7項に該当。以下「広場整備用具倉庫」という。）

ウ 自主防災組織（自主防災会等）の防災器材庫（法施行令第5条第8項に該当。以下「自主防災器材庫」という。）

エ P a r k－U P事業の実施のために設置する倉庫（法施行令第5条第7項に該当。以下「P a r k－U P倉庫」という。）

- (2) 広場整備用具倉庫については、公園利用者が日常的に環境整備を行えるよう設置するものであり、以下のアからエまで全てに該当する場合に限り、許可することができる。

ア 当該広場の環境整備に必要な整備用具（トンボ、コートブラシ等）のみを収納するものとする。

イ 当該倉庫の設置許可に係る申請は、公園愛護協力会又は当該公園を含む地域の自治連合会若しくは自治連合会に相当する組織（以下「自治連等」という。）が行うこと。ただし、自治連等の申請において、当該公園に公園愛護協力会がある場合は、同会の同意を得ること。

ウ 当該倉庫の設置数は、各広場につき1基とし、他の団体による追加設置は認めない。

エ 当該倉庫の設置者は、他の利用者が広場整備を行う場合にも倉庫内の整備用具を利用できるようにすること。

2 占有を許可することができる倉庫の種類

公園管理者は、公園の利用及び管理に支障のない限り、法第6条に基づき以下の施設の占有を許可することができる。

消防団の器材庫（法施行令第12条第2項第1号の2に該当。以下「消防団器材庫」という。）

3 設置又は占有を許可することができる倉庫の数、収納物及び申請者

(1) 倉庫の設置数及び占有数は、広場整備用具倉庫を除き、原則として各公園で1団体につき1基を上限とする。

(2) 設置又は占有することができる倉庫の収納物及び申請者は、別表のとおりとする。

4 設置を許可することができる倉庫の規模等

(1) 設置することができる倉庫については、当該倉庫の機能を満たす必要最低限の大きさとし、原則、建築基準法上の建築物（以下「建築物」という。）に該当しないものに限る。

(2) 建築物に該当する倉庫については、その規模の倉庫の設置等が必要な客観的な理由があり、かつ当該公園の面積、利用状況や特性、通常の利用に影響が出ないこと等を総合的に勘案したうえで、やむを得ないと判断した場合は、特別に許可することができる。

(3) 設置することができる倉庫（小規模な鋼製の置型倉庫（鋼製の置型倉庫であって、奥行きが1メートル以内又は高さが1.4メートル以下のものをいう。）を除く。）の設置面積（建築面積に相当する面積をいう。）と他の公園施設（P a r k－U P施設（P a r k－U P事業実施要綱第18条第1項第1号の規定に基づき設置される建築物をいう。）を除く。）の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する公園にあっては、100分の4）を超えてはならない。

5 許可手続

(1) 本基準で定める倉庫の設置及び占有の許可手続は、京都市都市公園条例及び同条例施行規則による。

(2) 倉庫の設置及び占有許可申請時には、以下の書類を添付すること。

ア 公園愛護協力会倉庫（建築物に該当しないものに限る。）及びP a r k－U P倉庫を除く全ての倉庫

別記様式（倉庫設置に係る理由書）

イ 自主防災器材庫及び消防団器材庫

上記アのほか、消防局の意見書（様式は任意）

ウ P a r k－U P 倉庫

P a r k－U P 事業実施協定書の写し

6 倉庫の管理等

- (1) 倉庫の設置又は占用の許可を受けた者（以下「設置者等」という。）は、倉庫に許可済証（別紙）を貼付し適切に管理すること。
- (2) 設置者等は、倉庫の据付けに当たっては、各団体において転倒防止等の安全対策を講じるとともに、倉庫に起因する事故やトラブル等については、設置者等の責任において解決すること。

7 その他

- (1) 公園再整備等により、本市に公益上の必要等が生じた場合は、本市の求めに応じて、設置者等が当該倉庫の撤去等を行うこと。
- (2) 設置者等は、倉庫の設置又は占用及び管理等において、建築基準法をはじめとする他法令を遵守すること。
- (3) この基準に定めるもののほか、必要な事項については、当該業務を所管する部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和4年3月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の日前に設置の許可を受けている倉庫については、原則として当該倉庫の建替えのときに、設置者等において、この基準及び関係法令に適合させなければならない。

附 則

この改正は、令和6年9月6日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この改正は、この改正の施行の日以後に設置される倉庫について適用し、この改正の施行の日前に設置されていた倉庫については、当該倉庫を建て替える場合を除き、なお従前の例による。

(別表(3(2)関係))

倉庫の種類	収納物	申請者
公園愛護協力会倉庫	清掃用具のみ (ほうき、ちりとり等)	当該公園で活動する公園愛護協力会のみ
広場整備用具倉庫	1(2)アのとおり	1(2)イのとおり
自主防災器材庫	災害応急対策に必要な物資のみ (災害時用のヘルメット、バケツ、折り畳み式リヤカー等)	当該公園の地域の自主防災組織 (自主防災会等)のみ
P a r k－U P 倉庫	P a r k－U P 事業実施協定書に定めるもののみ	当該公園の公園運営委員会のみ
消防団器材庫	放水活動器材、救助活動器材等、消火・救助作業に必要な機材のみ (小型動力ポンプ、ホース、ウインチ、ジャッキ等)	当該公園の地域の消防団のみ

(別紙) 倉庫許可済証

公園愛護協力会倉庫 (緑色)



自主防災器材庫 (赤色)



広場整備用具倉庫（緑色）



消防団器材庫（赤色）



P a r k－UP 倉庫（緑色）



- ・ステッカーの大きさは 100mm×100mm とする。
- ・日付は設置期間満了日を記載

(別記様式)

年 月 日

(あて先) 京都市長

(団体名) _____

(代表者氏名) _____

倉庫設置に係る理由書

_____公園において、下記のとおり本件倉庫を必要としておりますので、設置を許可いただきますよう、お願いします。

記

1 対象となる倉庫

- ☐ 公園愛護協力会の清掃用具倉庫（建築物に該当するもののみ）
- ☐ 広場における整備用具倉庫（広場の利用者に開放）
- ☐ 自主防災組織の防災器材庫
- ☐ 消防団の器材庫

2 倉庫内に保管する用具・器材等

3 当該公園に倉庫が必要な理由

4 本件申請における大きさの倉庫が必要な理由 ※建築物に該当する場合のみ

※ 以下、公園愛護協力会が申請する場合は記載不要

本件倉庫の設置について、同意します。

年 月 日

(団体名) _____公園愛護協力会

(代表者名) 会長 _____

(代表者住所) _____